

和歌山大学と奈良女子大学との 大学院教育研究連携協定

和歌山大学と奈良女子大学は、相互の緊密な連携を通じて、双方の教育研究活動の推進及び活性化を図り、相互の研究成果の活用、研究指導の交流等を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与することを目的として、この協定を締結する。

両大学大学院は、この連携を通じて、広い視野に立った研究のより一層の推進を図り、国際性、創造性豊かな新しい人材を育成するために、次の指標を定める。

- ① 共同研究プロジェクトなどを通じ、国際水準の研究のより一層の推進を図ること。
- ② 一体的な研究指導の推進を図ること。
- ③ 各般の機会をとらえ、教育研究の更なる発展を図ること。

本協定の実施について必要な事項は、双方の協議により別に取り交わすものとする。

本協定は、平成14年7月18日から実施し、協定の失効については、双方が協議するものとする。

平成14年7月18日

平成14年7月18日

和歌山大学長

奈良女子大学長

守屋駿二

丹羽雅子

和歌山大学と奈良女子大学との大学院 教育研究連携に関する覚書

平成14年7月18日和歌山大学と奈良女子大学との大学院教育研究連携協定に基づき、和歌山大学大学院教育学研究科、経済学研究科及びシステム工学研究科と奈良女子大学大学院人間文化研究科（以下「両大学研究科」という。）との間における大学院教育研究連携に関しては、この覚書により実施するものとする。

（連携講座）

第1条 両大学研究科に、大学院の教育研究活動を一層活性化させるため、相手研究科との連携講座を置く。

（客員教員）

第2条 両大学研究科は、相手研究科の教員を連携講座の教員として任用し、客員教授又は客員助教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。

- 2 客員教員の勤務は、非常勤とし、非常勤職員手当を支給する。
- 3 客員教員の任期は、年度ごとに更新する。

（客員教員の任用要件）

第3条 客員教員の任用に当たっては、次の各号を要件とする。

- 一 本務に支障を生じないこと。
- 二 相手研究科の管理運営に関する業務に従事させないこと。

（客員教員の職務）

第4条 客員教員は、連携講座において、主任指導教員及び副指導教員と連携して、学生の教育研究指導等に当たるものとする。

- 2 客員教員は、その他必要に応じて、相手研究科の教育研究に参画することができる。

（特別聴講学生）

第5条 和歌山大学大学院に在学する学生が奈良女子大学大学院において、授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可する。また、奈良女子大学大学院に在学する学生が和歌山大学大学院において、授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可する。

- 2 両大学研究科が受け入れた学生の身分は、「特別聴講学生」と呼称するものとする。
- 3 両大学研究科が授業科目の聴講を許可し、認定することのできる単位数は、当該学生の所属する大学の規則の定めるところによるものとする。
- 4 両大学研究科が、聴講を許可する授業科目は、両大学研究科の協議によって定めるものとする。

(特別研究学生)

第6条 和歌山大学大学院に在学する学生が奈良女子大学大学院において、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を希望するときは、これを許可する。また、奈良女子大学大学院に在学する学生が和歌山大学大学院において、研究指導を希望するときは、これを許可する。

- 2 両大学研究科が受け入れた学生の身分は、「特別研究学生」と呼称するものとする。
- 3 特別研究学生の受け入れは、1年以内とする。ただし、博士後期課程の学生にあつては、当該学生の所属する研究科からの申請に基づき、延長を許可することができるものとする。

(候補者の推薦等)

第7条 両大学研究科は、特別聴講学生候補者または特別研究学生候補者を所定の様式により相手研究科あてに推薦するものとする。

- 2 両大学研究科は、前項により推薦のあつた候補者のうちから特別聴講学生または特別研究学生を決定し、相手研究科あてに通知するものとする。

(成績通知等)

第8条 両大学研究科は、受け入れた特別聴講学生が聴講した授業科目の成績及び単位を、学期末に相手研究科あてに通知するものとする。また、受け入れた特別研究学生の研究指導状況を、研究指導受け入れ期間終了後速やかに相手研究科あてに通知するものとする。

(便宜供与)

第9条 両大学研究科は、特別聴講学生が聴講する上で、また、特別研究学生が研究指導を受ける上で必要となる施設・設備等の利用について、便宜供与するものとする。

(傷害保険)

第10条 特別聴講学生、特別研究学生に出願する者は、『学生教育研究災害傷害保険』に加入するものとする。

(損害賠償)

第11条 学生が相手研究科において授業又は研究指導を受ける際に、学生の故意又は重大な過失以外の事故により設備等を損傷した場合の損害賠償については、学生及び派遣研究科は、その責を負わないものとする。

- 2 学生が相手研究科において授業又は研究指導を受ける際に、相手研究科の責に帰すべき事由以外の事故により肉体的又は精神的な損害を受けた場合には、相手研究科はその責を負わないものとする。

(本覚書の変更)

第12条 この覚書は、必要に応じて両大学研究科の協議により変更を行うことができる

ものとする。

(その他)

第13条 上記のほか、学生交流の実施に関し必要な事項は、両大学研究科間で協議するものとする。

2 この覚書は、平成15年4月1日から実施する。

平成15年3月24日

平成15年3月24日

和歌山大学大学院
教育学研究科長

森 杉 馨

奈良女子大学大学院
人間文化研究科長

中 道 賢

経済学研究科長

木内 隆司

システム工学研究科長

大槻 修